

新県庁舎建設 県民説明会始まる 8月25日市役所にて

高山民報

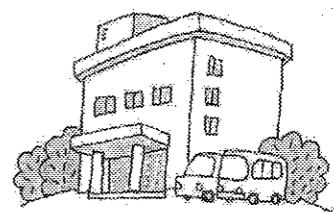
2017年
8月13日
No.2012

発行 日本共産党高山市委員会 高山市西之一色町一丁目82

電話 33・1266 FAX 34・4646

設計が進められている

新県庁舎。基本構想によると、その規模は、現庁舎の1・6倍で、建設費は500～550億円です。その内半分が県債（借金）とされていて、非常に大規模なもののが想定されています。ところが、これだけ大きな事業であるにもかかわらず、県民への説明は十分に行われていません。



ています。

①現在の県庁舎に限らず、県有施設の老朽化は、県内各地で深刻な問題になっています。県内各地にある総合庁舎や県立学校など、県民の生活に必要な県有施設こそ、優先して改修・立て替えを行ってください。

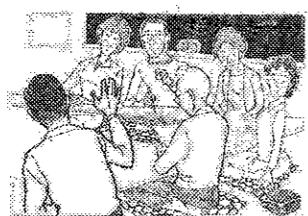
②現在の県庁舎の延命化を行つて、出来るだけ長く活用するとともに、基本構想を見直して、必要最小限の規模にすべきです。例えば、構想に盛り込まれている迎賓機能は、使用することも限られており、民間ホテルの利用でも可能です。

中川県議が議会で質問

中川ゆう子県議（共産党）は、新県庁舎建設問題を議会で何度も取り上げ、無駄な機能を削減して規模を必要最小限にすることや、県民への十分な説明などを求めてきました。県民の意見を十分反映した計画への見直しが必要です。

中川県議の提案もあり、新県庁舎建設にかかる県民説明会が開催されることになりました。説明会は県内5ヶ所で開催されます。高山市内では、8月25日（金）夜7時より、市役所地下会議室にて開催されます。事前の申し込みは不要です。中川県議は、「県庁舎は県民皆さんのです。誰もが利用しやすい県庁舎を、一緒に考えていいましょう」と呼びかけています。

日本共産党の提案



日本共産党岐阜県委員会では、新県庁舎の建設について、次のような提案をし

中川ゆう子県議と上嶋希代子・牛丸ひろゆきの両市議が、県政と市政についてお話しします。

ぜひ、お気軽にご参加下さい。

日本共産党 県政・市政 報告会

お気軽にご参加下さい

弁士 中川ゆう子県議

上嶋希代子・牛丸ひろゆき両市議

日時 8月22日(火) 夜7時より

場所 高山市民文化会館2階 2-5



岐阜県庁建て替え県民説明会	
説明会の内容 県庁舎建設の概要について	
日 時	8月25日（金）夜7時より
場 所	高山市役所 地下会議室
問い合わせ先	岐阜県総務部県庁建設課企画係 電話：058-272-1111（内線2249） 担当：有田、岡本

日本共産党の見解・主張を紹介します。「意見」「感想など、お気軽にお寄せ下さい。

神岡じん肺裁判報告集会 1陣訴訟の成果を2陣訴訟に活かそう



名古屋高裁判決報告集会=2016年1月21日、名古屋市内

報告の最後に川津弁護士は、裁判の支援者にたいし、「裁判所は孤高に見えて、社会の動向と無縁ではいられません。傍聴、署名、地域での宣伝など、真剣な審理を促す社会状況をつくり出す」とを目指しました」と呼びかけました。

支援者の役割は

個別の作業における粉じんの発生・飛散の防止、粉じん濃度の測定と作業環境の評価、者に甚大な被害をもたらすことから、会社は労働契約に基づく信義則上の安全配慮義務を負う。

報告集会では、弁護団の川津聰弁護士が、「最高裁判決と2陣の現状」と題して、報告を行いました。

報告の中で川津弁護士は、第1陣訴訟における名古屋高裁判決の意義について、次のように3点を報告しました。

①安全配慮義務違反が認められた。

粉じん作業への従事によって、じん肺に罹患者に予見可能であり、じん肺が患者に甚大な被害をもたらすことから、会社は労働契約に基づく信義則上の安全配慮義務を負う。

個別の作業における粉じんの発生・飛散の防止、粉じん濃度の測定と作業環境の評価、者に甚大な被害をもたらすことから、会社は労働契約に基づく信義則上の安全配慮義務を負う。

また、第2陣訴訟について、次のような2点について報告されました。

①安全配慮義務違反の点

第1陣の成果である安全配慮義務違反の認定により、第1陣原告と同時期に働いていた第2陣原告らについても、安全配慮義務違反は、まず問題なく認められる見通しがある。ただし、会社側は争っている。

②じん肺罹患の肯定

会社側は、CT画像診断を根拠に「じん肺」そのものを否定する主張をしており、CT論争が唯一にして最大の争点。

神岡じん肺裁判では、第1陣訴訟が今年3月15日、最高裁判決で上告受理申立不受理決定が出され、控訴審判決（名古屋高裁判決）が確定しました。そして、2014年7月24日に提訴した第2陣訴訟が、現在進められています。

第1陣訴訟の意義は

②原告32名中、17名について「じん肺」及び「続発性気管支炎」の罹患が認められた。
第1審では13名だった。

会社側も罹患自体は認める原告を除くと、CTでもわずかに粒状影が認められる者と、CT画像の撮影条件に問題があると思われる者が認められた。

③原告32名中、15名については「じん肺」罹患が認められなかつたが、「管理区分2に至らない纖維結節性変化」が認められた。

第1審では19名だった。

じん肺でないとされた理由は、「CTによる反証」が成功したとされたため。

15名中4名は時効消滅したとされた。

第2陣訴訟の現状は